

掛川市条例第33号

掛川市行政財産の使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政財産の使用料条例の一部を改正する条例

掛川市行政財産の使用料条例（平成17年掛川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 土地の使用料の年額は、前項第1号の規定により算定した基準使用料に当該土地の使用面積を乗じて得た額（土地の使用期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額）とする。</p> <p>3 建物の使用料の年額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(地下埋設物・架空の工作物・鉄柱・コンクリート柱等を設置する場合の使用料の額)</p> <p>第3条 地下に埋設して使用する場合又は架空の工作物、鉄柱、コンクリート柱等を設置する場合の使用料の額は、掛川市道路占用料等徴収条例（平成17年掛川市条例第134号）別表に定める額を基準とし、使用の態様を勘案して算定した額を当該財産の使用料の年額とする。ただし、使用期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 土地の使用料の年額は、前項第1号の規定により算定した基準使用料に当該土地の使用面積を乗じて得た額（土地の使用期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額）とする。</p> <p>3 建物の使用料の年額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(地下埋設物・架空の工作物・鉄柱・コンクリート柱等を設置する場合の使用料の額)</p> <p>第3条 地下に埋設して使用する場合又は架空の工作物、鉄柱、コンクリート柱等を設置する場合の使用料の額は、掛川市道路占用料等徴収条例（平成17年掛川市条例第134号）別表に定める額を基準とし、使用の態様を勘案して算定した額を当該財産の使用料の年額とする。ただし、使用期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。